

スタートアップ・生産性向上支援補助金 実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、旭川市が実施するスタートアップ・生産性向上支援補助金交付金の補助事業者として、一般財団法人旭川産業創造プラザ（以下「財団」という。）が、関節補助事業であるスタートアップ・生産性向上支援補助金（以下「本補助金」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中であっても、そこに商機（勝機）を感じ、新たに起業・創業や新事業展開などに取り組む事業者や、生産性向上等の課題解決に向けた設備投資等に取り組む事業者に対し補助金を交付し支援することを目的とする。

（対象事業）

第3条 本補助金の対象事業は次の各項並びに各号に掲げるものであって、同一の申請内容で他の期間（国、地方自治体、公益財団等）から補助金をうけておらず、且つ今後受ける予定のない事業とする。

（1）スタートアップ枠

- ① 製品・サービス等の研究や開発を行う事業など
- ② 売上げ向上に資する販売促進活動や、新たな販路を拡大・開拓するため Web 媒体や印刷物などを作成する事業など
- ③ スタートアップに必要な設備の拡大、生産効率の向上、又はサービス品質の向上等を目的とした設備投資を行う事業など

（2）生産性向上枠

生産能力の拡大、生産効率の向上、又は維持などを目的とした設備投資等を行う事業

（対象事業者）

第4条 本補助金の対象事業者は旭川市内に主たる事業所を有している中小企業または旭川市内に在住している小規模事業者（個人事業主含む）等又はその予定のあるものとし、詳しくは、別表1に定めるとおりとする。

（対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、次のとおりとし、補助対象期間内に支出するものに限る。なお、消費税及び地方消費税を差し引いたものとする。

（1）スタートアップ枠

- ① 設備費
- ② 通信運搬費
- ③ 外注費（業務委託費を含む）
- ④ 広告宣伝費

(2) 生産性向上枠
設備費

(補助金額)

第6条 本補助金の補助金額は、次のとおりとする。なお、1000円未満の金額については切り捨てとする。

- (1) スタートアップ枠 50万円以内(補助率4/5)
- (2) 生産性向上枠 200万円以内(補助率4/5)

(補助対象期間)

第7条 本補助金の補助対象期間は、2022年4月1日から2022年12月31日までとする。

(申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする者は、財団の定める日までに、事業申請書(様式第1号)に、別表2に示す関係書類を添付して申請するものとする。

(審査及び決定)

第9条 財団は、前条の申請書を受理したときは、専門家等による審査を経て、申請の採否及び補助額を決定するものとする。

- 2 財団は、必要があると認めるときは、審査の前に現地調査(審査前ヒアリング)を実施することができる。
- 3 財団は、必要があると認めるときは、専門家又は関係者の意見を求めることができる。

(決定の通知)

第10条 財団は、補助申請の採否及び補助金額を決定したときは、速やかに申請者に通知(様式第2号又は様式第3号)するものとする。

(変更申請等)

第11条 前条の交付決定の通知(様式第2号)を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、事前に財団の指示を受け、変更申請等(様式第4号)を提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - (2) 補助対象事業に要する経費の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないおそれのあるときは、速やかに財団に報告し、その指示を受けること。
 - 3 補助対象者は、補助金を補助対象事業以外の用途に支出してはならない。
 - 4 補助対象者は、補助対象事業の進捗状況報告を求められたときは、速やかに財団に報告しなくてはならない。(様式第5号)

(報告)

第12条 補助対象者は、補助対象事業が完了し、補助対象経費の支払いを終えたときは、事業完了後30日以内、且つ2023年1月5日までに、事業完了報告書(様式第6号)、事業実績報告書(様式第6号-1)及び事業精算書(様式第6号-2)に支出証拠書類の写しを添えて、財団に提出するものとする。

(補助金額の確定)

第13条 財団は、前条の規定による事業完了報告書の提出があった場合で、報告書の検査及び必要に応じて行う実地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、スタートアップ・生産性向上支援補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、第1項の確定通知書を受領後、速やかにスタートアップ・生産性向上支援補助金請求書(様式第8号)を財団に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 補助対象者が本補助金を他の用途に使用し、その他本補助金交付決定内容、又はこれに付した条件に相違していると認められるときは、財団は本補助金の交付の全部、又は一部を取消することができる。

2 前項の規定は、対象事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用する。

3 財団は、補助金交付決定の全部、又は一部を取消した事業者に対し、補助金の返還を命ずることができる。

(帳簿等の整備)

第15条 補助対象者は、対象事業の経理についてその他の経理と明確に区分し、その収支の事実を明らかにするとともに、その会計簿及び収支に関する証拠書類等を事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(取得財産等の管理)

第16条 補助対象者は、補助事業が完了した後も本補助事業により取得した機械等の財産、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、取得財産等が破損され又は、滅失したときは、その旨を財団に書面により報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助対象者は、取得財産等で次の各号に掲げるものについて、補助金の交付目的に反し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ財

団に書面による申し出をし、指示を仰がなければならないものとする。ただし、当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）等を勘案して定める期間）を経過したときは、この限りではない。

（委任）

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月25日から施行する。

別表 1 対象枠、対象事業、対象事業者、対象経費及び対象金額対応表

対象枠	対象事業	対象事業者	対象経費	対象金額（補助率）
スタートアップ枠	<p>①製品・サービス等の研究や開発を行う事業</p> <p>②売上げ向上に資する販売促進活動や、新たな販路を拡大・開拓するため Web 媒体や印刷物などを作成する事業</p> <p>③スタートアップに必要な設備の拡大、生産効率の向上、又はサービス品質の向上などを目的とした設備投資を行う事業</p>	<p>(1)中小企業又は旭川市内に在住している小規模事業者（個人事業主含む）。</p> <p>(2)旭川市内に主たる事業所を有している、又は有する予定である。</p> <p>(3)旭川市の市税を滞納していない。（旭川市発行の「市税の滞納のないこと」の証明が必要）</p> <p>(4)同一の申請内容で他の機関（国、地方自治体、公益財団等）から補助金を受けておらず、且つ今後受ける予定もない。</p> <p>(5)資本金または従業員数（常勤）が、別表 3 の数字以下となる法人、又は個人であること。</p> <p>(6)2022 年 8 月 1 日時点で創業（開業）より 3 年以内であること。申請時点で創業（開業）前である場合は、2022 年 12 月 31 日までに創業（開業）することが必要。</p> <p>(7)特定創業支援を受けた創業者として旭川市から証明書の交付を受けていること。申請時点で当該証明書の交付を受けていない場合は、原則として 2023 年 1 月 31 日までに交付を受けることが必要。</p>	<p>(1)設備費</p> <p>(2)通信運搬費</p> <p>(3)外注費</p> <p>(4)広告宣伝費</p>	<p>50 万円以内 (4/5)</p>
生産性向上枠	<p>生産能力の拡大、生産効率の向上、又は維持などを目的とした設備投資等を行う事業</p>	<p>(1)中小企業又は旭川市内に在住している小規模事業者（個人事業主含む）。</p> <p>(2)旭川市内に主たる事業所を有している。</p> <p>(3)旭川市の市税を滞納していない。（旭川市発行の「市税の滞納のないこと」の証明が必要）</p> <p>(4)同一の申請内容で他の機関（国、地方自治体、公益財団等）から補助金を受けておらず、且つ今後受ける予定もない。</p> <p>(5)資本金または従業員数（常勤）が、別表 3 の数字以下となる法人、又は個人であること。</p> <p>(6)1 回以上の確定申告を済ませていること。</p>	<p>設備費</p>	<p>200 万円以内 (4/5)</p>

別表 2 申請必要書類対応表

対象枠	対象事業者	必要書類
スタートアップ枠	創業（開業）後 1 度以上確定申告を済ませている個人	(1) 事業計画書(様式第 1 号-1) (2) 直近の確定申告書及び決算書 (3) 個人事業の開業・廃業等届出書 (4) 「市税の滞納のないこと」の納税証明書 (5) 誓約・確認書(様式第 9 号) (6) 特定創業支援を受けた創業者としての証明書（旭川市）
	創業（開業）後 1 度以上確定申告を済ませている法人	(1) 事業計画書(様式第 1 号-1) (2) 直近の確定申告書及び決算書 (3) 履歴事項全部証明書 (4) 「市税の滞納のないこと」の納税証明書 (5) 誓約・確認書(様式第 9 号) (6) 特定創業支援を受けた創業者としての証明書（旭川市）
	創業（開業）後 1 度も確定申告を済ませしていない個人	(1) 事業計画書(様式第 1 号-1) (2) 創業計画書 (3) 個人事業の開業・廃業等届出書 (4) 「市税の滞納のないこと」の納税証明書 (5) 誓約・確認書(様式第 9 号) (6) 特定創業支援を受けた創業者としての証明書（旭川市）
	創業（開業）後 1 度も確定申告を済ませしていない法人	(1) 事業計画書(様式第 1 号-1) (2) 創業計画書 (3) 履歴事項全部証明書 (4) 「市税の滞納のないこと」の納税証明書 (5) 誓約・確認書(様式第 9 号) (6) 特定創業支援を受けた創業者としての証明書（旭川市）
	申請日時点で創業（開業）していない個人	(1) 事業計画書(様式第 1 号-1) (2) 創業計画書 (3) 個人事業の開業・廃業等届出書(開業後) (4) 「市税の滞納のないこと」の納税証明書 (5) 誓約・確認書(様式第 9 号) (6) 特定創業支援を受けた創業者としての証明書（旭川市）
	申請日時点で創業（開業）していない法人	(1) 事業計画書(様式第 1 号-1) (2) 創業計画書 (3) 履歴事項全部証明書(法人設立後) (4) 「市税の滞納のないこと」の納税証明書 (5) 誓約・確認書(様式第 9 号) (6) 特定創業支援を受けた創業者としての証明書（旭川市）

生産性向上枠	個人事業主	(1)事業計画書(様式第1号-1) (2)直近の確定申告書及び決算書 (3)「市税の滞納のないこと」の納税証明書 (4)誓約・確認書(様式第9号)
	法人	(1)事業計画書(様式第1号-1) (2)直近の確定申告書及び決算書 (3)履歴事項全部証明書 (4)「市税の滞納のないこと」の納税証明書 (5)誓約・確認書(様式第9号)

別表 3 資本金または従業員数（常勤）対応表

業種	資本金	常用従業員数
製造業、建設業、運輸業その他	3 億円	300 人
卸売業	1 億円	100 人
小売業、サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000 万円	100 人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5,000 万円	200 人

事業計画書

■申請者

商号又は名称			
業 種		創業・設立	年 月 日
資本金 (法人の場合)	千円	従業員数	名
連絡者	所 属	職 氏 名	
連絡先	T E L	F A X	
U R L	http://		
E - mail			

申請者概要 (※法人のみ)

株主及び出資者				役員一覧表			
主な株主又は出資者		大企業の確認 及び出資比率		役職名	氏名	大企業の確認 及び会社名	
①		<input type="checkbox"/>	%			<input type="checkbox"/>	
②		<input type="checkbox"/>	%			<input type="checkbox"/>	
③		<input type="checkbox"/>	%			<input type="checkbox"/>	
④		<input type="checkbox"/>	%			<input type="checkbox"/>	
⑤		<input type="checkbox"/>	%			<input type="checkbox"/>	

※枠内に収まらない場合は別紙で提出して下さい。

■事業計画

補助事業計画名 (30文字以内) ※採択時に公表します	
補助事業概要 (100文字以内) ※採択時に公表します	
補助事業区分 (どれか一つ選択)	<input type="checkbox"/> スタートアップ枠 <input type="checkbox"/> 生産性向上枠
補助事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

会社概要及び
補助事業目的

補助事業の
具体的内容

取組内容／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12

補助事業実施によっ
て期待される効果

■事業費

(1) 経費明細書

(単位：円)

経費区分 (対象経費の区分)	(A) 事業に要する経費 (税込みの額)	(B) 補助対象経費 (税抜き額)	(E) 積算基礎 ((A) 事業に要する経費の内訳 (機械装置名、単価×数量等))
合計額			

(2) 資金調達内訳

(単位：円)

<補助事業全体に要する経費調達一覧>

区分	事業に要する経費	資金の調達先
自己資金		
補助申請額		
借入金		
その他		
合計額		

<補助を受けるまでの資金>

区分	補助申請額内訳	資金の調達先
自己資金		
借入金		
その他		
補助申請額		

■収益計画

(1) 今後3年間の収益計画

(単位：千円)

項目	直近の 決算年度 年月	1年後 年月	2年後 年月	3年後 年月
売上高(a)				
売上原価(b)				
売上総利益(c) = (a)-(b)				
経費(d) = (e)+(f)				
人件費(e)				
その他の経費(f)				
営業利益(g) = (c)-(d)				

(2) 収益計画の算出根拠

--

--

■補助金等採択実績（過去3年間）

年度	補助事業名	事業計画名	補助金額

- ※ 様式1号-1事業計画書の記入欄は適宜調整し、8ページ以内で作成してください。
- ※ 必要な参考資料等を添付してください
- ※ 説明資料等や図面等があれば添付してください。
- ※ 提出された申請書類等は返却いたしませんので必ず控えを保管ください。

様

一般財団法人旭川産業創造プラザ
理事長 新谷 龍一郎

スタートアップ・生産性向上支援補助金に係る通知書（交付決定）

年 月 日付けで申請のあったスタートアップ・生産性向上支援補助金について、次のとおり交付の決定をしたので、スタートアップ・生産性向上支援補助金実施要領（以下「要領」という。）第10条の規定に基づき通知します。

1 対象事業計画名

2 補助金交付決定額 金 円

ただし、次の条件を付します。

(1) 完了報告書の提出について

事業完了後は、要領第12条の規定に基づき補助事業が完了した日から30日以内に、スタートアップ・生産性向上支援補助金完了報告書（様式第6号）を提出してください。ただし、提出期限は、2023年1月5日を越えないこととします。

(2) 調査等の実施について

要領に基づき必要と認めるときは、関係書類の提出を求め又は実地調査を実施します。

(3) 補助金額の確定について

実績報告書の内容の審査及び上記(2)の必要に応じて行う実地調査等の結果を踏まえ、その報告に係る事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき、交付する補助金額を確定します。

(4) 事業の内容の変更について

申請した補助事業の内容に変更があるときは、要領第11条の規定に基づき変更申請を行い、当財団の指示又は承認を受けてください。

(5) 交付決定の取消し、補助金の返還について

事業の申請や執行等が不相当と認められるときは、要領第14条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消し、要領第14条第2項の規定に基づき既に補助金を交付しているときは、その返還を命じることがあります。

様式第3号

旭産創 第 号
年 月 日

様

一般財団法人旭川産業創造プラザ
理事長 新谷 龍一郎

スタートアップ・生産性向上支援補助金に係る通知書

年 月 日付けで申請のあったスタートアップ・生産性向上支援補助金について、不採
択となりましたので、スタートアップ・生産性向上支援補助金実施要領（以下「要領」という。）
第10条の規定に基づき通知します。

今後の貴社の益々のご発展を心より祈念いたします。

様式第4号

スタートアップ・生産性向上支援補助金変更申請書

年 月 日

一般財団法人旭川産業創造プラザ
理事長 新谷 龍一郎 様

(申請者)
所在地
企業等名称
代表者職氏名

年 月 日付旭産創第 号で交付の決定を受けたスタートアップ・生産性向上支援補助金の対象事業に関し、次のとおり変更することについて承認を受けたいので、スタートアップ・生産性向上支援補助金実施要領第11条の規定により申請します。

補助事業計画名

交付決定額 金 円

- 1 変更理由
- 2 変更内容

- 注 1 この様式は、対象事業等の内容変更、対象事業等に要する経費の配分の変更等の承認申請の場合に使用すること
- 2 「 年 月 日付旭産創第 号」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
- 3 この様式に添付する関係書類は、交付申請の際の関係書類の様式(「事業計画書」(様式第1号-1))によるものとし、計画書の変更については下線で追記し、予算書の変更は変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。

様式第5号

スタートアップ・生産性向上支援補助金に係る事業進捗状況報告書

年 月 日

一般財団法人旭川産業創造プラザ
理事長 新谷龍一郎様

(申請者)
所在地
企業等名称
代表者職氏名

年 月 日付旭産創第 号により通知のあったスタートアップ・生産性向上支援補助金の進捗状況について、スタートアップ・生産性向上支援補助金実施要領第11条第4項の規定により報告します。

- 1 補助事業計画名
- 2 補助事業の進捗状況（詳細を記入 別紙対応可）
- 3 今後の概要とスケジュール（詳細を記入 別紙対応可）
- 4 事業費の支出状況（区分ごとの詳細を記入 別紙対応可）
- 5 添付資料（写真等）

様式第 6 号

スタートアップ・生産性向上支援補助金完了報告書

年 月 日

一般財団法人旭川産業創造プラザ
理事長 新谷 龍一郎 様

(申請者)
所在地
企業等名称
代表者職氏名

年 月 日付旭産創第 号で交付の決定を受けたスタートアップ・生産性向上支援補助金の対象事業が完了したので、スタートアップ・生産性向上支援補助金実施要領第 12 条の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて報告します。

補助事業計画名

交付決定額 金 円

- 1 事業実績報告書 別紙 様式第 6 号 - 1
- 2 事業精算書 別紙 様式第 6 号 - 2

事業実績報告書

商号又は名称		
所在地		
代表者職氏名		
担当者	担当者職氏名	
	電話	FAX
	E-mail	@
事業計画名		
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
事業実施結果		
実施による効果		
備考		

※枚数制限はありませんので、記入欄は適宜調整してご使用ください。

※本事業に係る写真、パンフレット、新聞・雑誌等の記事があれば添付してください。

事業精算書

申請者：

事業費内訳 (経費区分別支出管理表 合計)				
経費区分	事業予算額 (事業計画書の 経費明細額)	事業精算額 (補助対象経費の 消費税込みの額)	事業精算額 (補助対象経費の 消費税抜き額)	補助金交付申請額 補助対象経費の4/5以内 (※1,000円未満切り捨て)
合計				
資金計画				
区分	事業予算額 (事業計画書の 経費明細額)	事業精算額 (補助対象経費の 消費税込みの額)	適用	
自己資金				
補助金			一般財団法人 旭川産業創造プラザ	
借入金				
その他				
合計				

旭産創 第 号
年 月 日

様

一般財団法人旭川産業創造プラザ
理事長 新谷 龍一郎

スタートアップ・生産性向上支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで提出のあったスタートアップ・生産性向上支援補助金完了報告書
について、内容等进行检查した結果、次のとおり補助金額を確定したので、スタートアップ・生産性
向上支援補助金実施要領第13条第1項の規定に基づき通知します。

補助事業計画名

交付決定額 金 円

確定額 金 円

様式第8号

スタートアップ・生産性向上支援補助金請求書

年 月 日

一般財団法人旭川産業創造プラザ
理事長 新谷龍一郎様

(申請者)

所在地

企業等名称

代表者職氏名

⑩

年 月 日付旭産創第 号により確定通知を受けた標記の補助金について、スタートアップ・生産性向上支援補助金実施要領第13条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 補助事業計画名 _____

2 交付決定額 金 _____ 円

3 請求額 金 _____ 円

4 振込先口座 _____ (銀行, 信用金庫, 信用組合) _____ 店

口座番号 (当座・普通) _____

口座名義 (カナ) _____

誓約・確認書

一般財団法人旭川産業創造プラザ
理事長 新谷龍一郎様

スタートアップ・生産性向上支援補助金募集要領の記載内容を理解し、その内容を遵守するとともに、申請書（関係書類含む）に虚偽の記載がないことを誓約します。

申請日時時点で創業（開業）していない場合（スタートアップ枠での申請の場合）

2022年12月末日までに創業（開業）し「個人事業の開業・廃業等届出書」（個人の場合）、又は「履歴事項全部証明書」（法人の場合）の写しの提出、及び2023年1月末日までに特定創業支援を受けた創業者として旭川市から受ける証明書の写しを提出します。

これらに反した場合は、交付された補助金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

氏名（法人の場合は、名称・代表者職氏名）

印

（署名又は記名押印）